

【9 釈文】 吾妻川田辺橋修覆延期願い（文政2年）

（端裏書）

「御下知二付

扣

田辺橋七月迄御日延書付 名主

閏四月 久兵衛」

乍レ恐以ニ書付一奉ニ願上一候

原町村役人奉ニ願上一候、吾妻川通

字田辺橋破損仕候二付、修覆

（規力）

仕度、先矩之通御材木被ニ下置一

度段、先達而願書并目論見

奉ニ差上一候処、願之通御聞濟

被ニ成下一、御材木被ニ下置一候様、今

般御下知被ニ仰聞一、一同難レ有

仕合ニ奉レ存候、然ル処此節麦作

取入、田作仕付・下拵并蚕

（成）

日増ニ生長仕、旁々以御材木

橋場着難ニ出来一奉レ存候間、

何卒七月中迄御月延

奉ニ願上一候、万一七月迄ニ出水

等有レ之、不通路ニ相成候ハ、

仮橋成共取調、通路差支

無レ之様可レ仕候間、御月延

御聞濟奉ニ願上一候、右願之通

被ニ仰付一被ニ下置一候ハ、一同難レ有

仕合ニ奉レ存候、以上

上州吾妻郡

原町

文政二卯年

名主

久兵衛<sup>印</sup>

閏四月

組頭

儀右衛門<sup>印</sup>

百姓代

与次兵衛<sup>印</sup>

御領主様

御役所



【9 読み下し文】

(端裏書)

「御下知(げち)に付

控

田辺(たんべ)橋七月迄御日延べ書付 名主

閏(うるう)四月 久兵衛

恐れ乍(なが)ら書付を以(もつ)て願ひ上げ奉(たてまつ)り候

原町村役人願ひ上げ奉り候、吾妻川通り

字(あざ)田辺橋破損仕(つかまつ)り候に付、修覆

(規力)

仕り度、先矩(せんき)の通り御材木下し置かれ

度段、先達(せんだつ)て願書並び目論見(もくろみ)

差し上げ奉り候処、願ひの通り御聞き済み

成し下され、御材木下し置かれ候様、今

般(こんばん)御下知仰せ聞かされ、一同有り難き

仕合わせに存じ奉り候、然(しか)る処、此の節麦作

取り入れ、田作仕付け・下拵(こしら)え並びに蚕(かいこ)

(成)

日増しに生長仕り、旁々(かたがた)以て御材木

橋場着けに出来(でき)難く存じ奉り候間、

何卒(なにとぞ)七月中迄御月延べ

願ひ上げ奉り候、万一七月迄に出水

等これ有り、不通路に相成り候はば、

仮り橋成りとも取り調(ととの)え、通路差し支(つか)え

これ無き様仕るべく候間、御月延べ

御聞き済み願ひ上げ奉り候、右願ひの通り

仰せ付けられ下し置かれ候はば、一同有り難き

仕合わせに存じ奉り候、以上

上州吾妻郡

原町

(一八一九)

文政二卯年

名主 久兵衛<sup>印</sup>

閏四月

組頭 儀右衛門<sup>印</sup>

百姓代 与次兵衛<sup>印</sup>

御領主様

御役所